締約国に関する情報 ＢＧ	ブルガリア	附属書　Ｂ１ ＢＧ

一　般　情　報

国内官庁の名称	Patent Office of the Republic of Bulgaria （ブルガリア共和国特許庁）
所在地	52B, Dr. G.M. Dimitrov Blvd., 1040 Sofia, Bulgaria
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(359-2) 970 13 21 services@bpo.bg http://www.bpo.bg (359-2) 873 52 58
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	ファクシミリ装置による提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から１か月以内に提出
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理しない
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	用意なし
ブルガリアの国民及び居住者のための管轄受理官庁[2]	ブルガリア共和国特許庁，欧州特許庁（ＥＰＯ） 又はＷＩＰＯ国際事務局
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい
ブルガリアが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国内保護：ブルガリア共和国特許庁 欧州保護：欧州特許庁（ＥＰＯ）
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，実用新案（実用新案は，国内特許に代えて又は加えて求めることができる） 欧州：特許

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2　ブルガリア居住者は，ある発明についての特許出願をブルガリア共和国特許庁に対して行ってから３か月後に，その出願がブルガリアの防衛当局によって秘密性を有していないものであると分類された場合のみ，その国際出願を欧州特許庁又はＷＩＰＯ国際事務局に直接行うことができる。

ＢＧ	ブルガリア（続き）	ＢＧ
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するブルガリアの規定（ＰＣＴ第15条）	ブルガリア特許実用新案登録法第68条(2)	
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合： 公衆の閲覧に供された国際出願は，国際出願のブルガリア語への翻訳文の公告を含め，ブルガリア共和国特許庁の公報に掲載された日から，ＰＣＴ第29条(1)及び(2)に基づく仮保護を受ける 欧州特許を目的とする指定の場合： 公衆の閲覧に供された欧州出願は，欧州出願のブルガリア語への翻訳文の公告を含め，ブルガリア共和国特許庁の公報に掲載された日から，欧州特許条約第67条(1)に基づく仮保護を受ける（ブルガリア特許法第72b条(3)を参照）	
ブルガリアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ブルガリアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。発明者に関する情報がＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は通知の日から３か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）	
欧州特許については，附属書Ｂ２の欧州特許機構（ＥＰ）を参照		